

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例等の解釈通知の概要について

1 規定の背景

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等による介護保険法の一部改正に伴い制定した指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例が、平成25年1月11日に、また、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例施行規則が、平成25年3月19日に公布され、平成25年4月1日より施行されるが、条例等の趣旨及び内容について通知で規定する。

2 規定内容

利用者の処遇の向上、適切な事業の運営の確保の観点から、本県の実情を踏まえ、次のとおり条例の趣旨及び内容を規定する。

(1) 基準の性格

(2) 総論

(3) 介護サービス

①人員に関する基準

- ・従業員の員数その他の人員に関する内容を国通知に則り規定する。

②設備に関する基準

- ・食堂及び機能訓練室の面積（通所介護）

県基準	国基準	考え方
[第3 VI 2(2)ア] 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室（以下「指定通所介護の機能訓練室等」といいます。）については、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすることとされましたが、指定通所介護が原則として同時に複数の利用者に対し介護を提供するものであることに鑑みて、狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保すべきではありません。ただし、指定通所介護の単位を更にグループ分けして効果的な指定通所介護の提供が期待される場合、複数の部屋の一体的な利用が可能と認められ、かつ利用定員に対し同時に介護を提供できると認められる場合（連続した複数の部屋を開放するなどして、各部屋の間口、開口部などの形状から一体的な利用が可能と認められない場合を除きます。）はこの限りではありません。	[第三 六 2(2)①] 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室（以下「指定通所介護の機能訓練室等」という。）については、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすることとされたが、指定通所介護が原則として同時に複数の利用者に対し介護を提供するものであることに鑑み、狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保すべきではないものである。ただし、指定通所介護の単位をさらにグループ分けして効果的な指定通所介護の提供が期待される場合はこの限りではない。	食堂及び機能訓練室について、狭隘な部屋多数設置する場合の考え方及びその有効面積について規定する。

県基準	国基準	考え方
<p>なお、食堂及び機能訓練室の機能を果たし得る面積として利用定員1人に対し3平方メートル以上の面積を真に確保するため、機能訓練等を目的とした使用が想定されないスペースは面積から除外するものとします。</p>		

・静養室の設置について（通所介護）

県基準	国基準	考え方
<p>[第3 VI 2(3)] 静養室については、利用者が静養するために必要となる広さが確保する必要があります。また、寝具等を設置するとともに、食堂及び機能訓練室に近接する等による見守りの体制を確保してください。</p>	規定なし	静養室が適正に利用され、見守りの体制が確保されるために規定する。

・便所及び洗面設備の設置について（通所介護）

県基準	国基準	考え方
<p>[第3 VI 2(5)] 基準条例第102条に定める設備のほか、便所及び洗面設備を設けること。当該設備は専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものとし、要介護者又は要支援者が使用するのに適したものとします。ただし、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものとするについては、他の施設等の設備を利用することにより、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りではありません。</p>	規定なし	便所及び洗面設備の設置及び他施設等との共用について規定する。

・地域密着型特養に併設の事業所の定員（短期入所生活介護）

県基準	国基準	考え方
<p>[第3 VIII 2(2)] 第150条第3項の規定は、地域密着型特別養護老人ホームには、指定居宅サービス事業所や他の指定地域密着型サービス事業所を併設することができますが、指定短期入所生活介護事業所等を併設する場合は、施設全体が地域密着型サービスの趣旨に反して過大なものとならないよう、併設する指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所定員を上限とするものです。</p>	<p>規定なし</p> <p>[平成12.3.17 老発214「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」第六 3(5)] 地域密着型特別養護老人ホームには、指定居宅サービス事業所や他の指定地域密着型居宅介護事業所等を併設することができるが、指定短期入所生活介護事業所等を併設する場合は、施設全体が地域密着型サービスの趣旨に反して過大なものとならないよう、併設する指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所定員を上限とする。</p>	特別養護老人ホームの基準で定められている地域密着型特養との併設時の定員について規定する。

・ユニットの利用定員（短期入所生活介護）

県基準	国基準	考え方
<p>[第3 VIII 4(3)カウ] ユニット型指定短期入所生活介護事業所は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する</p>	<p>[第三 8(3)⑥ハ] ユニット型指定短期入所生活介護事業所は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する</p>	各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き自律的な日常生活を営むことを支援する上で支障がないと認められることを条件に、12人まで定員数を緩和し、床数の確保等

<p>ものであることから、一のユニットの利用定員は、10人以下とすることを基本とします。</p> <p>ただし、ケアの質の確保の観点から、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、一のユニットの入居定員は12人まで認めることとします。</p>	<p>ものであることから、一のユニットの利用定員は、一〇人以下とすることを原則とする。</p> <p>ただし、敷地や建物の構造上の制約など特別の事情によりやむを得ない場合であって、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、利用定員が一〇人を超えるユニットも認める。なお、この場合にあっても、次の二つの要件を満たさなければならない。</p> <p>a 利用定員が一〇人を超えるユニットにあつては、「おおむね一〇人」と言える範囲内の利用定員であること。</p> <p>b 利用定員が一〇人を超えるユニットの数は、当該事業所の総ユニット数の半数以下であること。</p>	<p>施設整備の促進を図る。</p>
---	---	--------------------

- ・上記以外の設備に関する内容を国通知に則り規定する。

③運営に関する基準

- ・送迎の実施について（通所介護、通所リハビリテーション）

県基準	国基準	考え方
<p>[第3 VI 3(2)オ] [第3 VII 3(1)ケ]も同様</p> <p>利用者の居宅と指定通所介護事業所との間の送迎については、平成18年度介護報酬改定において送迎加算が基本単位に包括化され、往復分の送迎に係る評価が基本単位に含まれていることから、指定通所介護の提供に当たり、その実施を基本とすること。</p>	<p>規定なし</p>	<p>指定通所介護及び指定通所リハビリテーションのサービス提供について、その実施を基本とすることを規定する。</p>

- ・利用料の受領（特定施設）

県基準	国基準	考え方
<p>[第3 X 3(5)イ(ウ)]</p> <p>なお、特定施設入居者生活介護において介護上必要な福祉用具及び消耗品にかかる費用については、特定施設入居者生活介護費（介護報酬）に含まれており、当該サービス利用者から別途費用を徴収できません。</p>	<p>[第三 10 3(5)②ハ] 規定なし</p> <p>介護保険の給付対象となる特定施設入居者生活介護費に含まれる費用の内容が不明確</p>	<p>特定施設入居者生活介護の利用料については、介護報酬に含まれている費用と含まれていない費用が明確でなく、利用料をめぐる事業者と利用者とのトラブルが多々発生しているため、介護報酬に含まれる費用を明確に規定する。</p>

- ・運営規程

（訪問介護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、療養通所介護、通所リハビリテーション）

県基準	国基準	考え方
<p>[第3 I 3(17)]</p> <p>エ その他運営に関する重要事項（第7号）</p> <p>従業員の研修、衛生管理、従業員及び従業員の退職後の秘密保持、苦情処理の体制・相談窓口、事故発生時の対応について定めておくことが望ましいものとします。</p>	<p>規定なし</p>	<p>「その他運営に関する重要事項」については、省令等に明確な規定はないが、運営上重要な事項として集団指導講習会や運営の手引きにより各サービスごとに指導している実態に基づいて、事故発生時の対応、従業員の秘密保持、研修機会の確保などの項目を規定する。</p>

（訪問入浴介護）

県基準	国基準	考え方
<p>[第3 Ⅱ 3(5)] イ その他運営に関する重要事項(第8号) 協力医療機関、従業者の研修、衛生管理、従業者及び従業者の退職後の秘密保持、苦情処理の体制・相談窓口、事故発生時の対応について定めておくことが望ましいこと。</p>	規定なし	「その他運営に関する重要事項」については、省令等に明確な規定はないが、運営上重要な事項として集団指導講習会や運営の手引きにより各サービスごとに指導している実態に基づいて、事故発生時の対応、従業員の秘密保持、研修機会の確保などの項目を規定する。

(訪問看護)

県基準	国基準	考え方
<p>[第3 Ⅲ 3(6)] 居宅条例第77条は、指定訪問看護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護の提供を確保するため、同条第1号から第7号までに掲げる事項を内容とする規定を定めることを指定訪問看護事業所ごとに義務付けたものです。なお、同条第7号の「その他運営に関する重要事項」には、従業者の研修、衛生管理（感染性廃棄物の処理方法を含みます。）、従業者及び従業者の退職後の秘密保持、苦情処理の体制・相談窓口、事故発生時の対応について定めておくことが望ましいものとします。</p>	規定なし	「その他運営に関する重要事項」については、省令等に明確な規定はないが、運営上重要な事項として集団指導講習会や運営の手引きにより各サービスごとに指導している実態に基づいて、事故発生時の対応、従業員の秘密保持、研修機会の確保などの項目を規定する。

(短期入所生活介護)

県基準	国基準	考え方
<p>[第3 Ⅷ 3(13)] オ その他運営に関する重要事項(第9号) 利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続、従業者の研修、協力医療機関、従業者及び従業者の退職後の秘密保持、苦情処理の体制・相談窓口、事故発生時の対応について定めておくことが望ましいこと。</p>	<p>[第三 8 3(13)⑤] ⑤ その他運営に関する重要事項(第9号) 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。</p>	「その他運営に関する重要事項」については、省令等に明確な規定はないが、運営上重要な事項として集団指導講習会や運営の手引きにより各サービスごとに指導している実態に基づいて、事故発生時の対応、従業員の秘密保持、研修機会の確保などの項目を規定する。

(短期入所療養介護)

県基準	国基準	考え方
<p>[第3 Ⅸ 2(8)] 居宅条例第201条第7号の「その他運営に関する重要事項」にあたっては、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続、従業者の研修、協力病院（介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所に限ります。）、従業者及び従業者の退職後の秘密保持、苦情処理の体制・相談窓口、事故発生時の対応について定めておくことが望ましいものとします。</p>	<p>[第三 9 2(8)] 居宅基準第百五十三条第七号の「その他運営に関する重要事項」にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。</p>	「その他運営に関する重要事項」については、省令等に明確な規定はないが、運営上重要な事項として集団指導講習会や運営の手引きにより各サービスごとに指導している実態に基づいて、事故発生時の対応、従業員の秘密保持、研修機会の確保などの項目を規定する。

(特定施設)

県基準	国基準	考え方

県基準	国基準	考え方
<p>[第3 X 3 (11)イ] [第3 XI 3 (3)イ]も同様</p> <p>その他運営に関する重要事項居宅条例第218条第1項第2号の看護職員及び介護職員を、それぞれ他の従業者と明確に区分するための措置等を指すものであること。また、事故発生の防止及び発生時の対応、従業者及び従業者の退職後の秘密保持、苦情・相談体制、従業者の研修、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続き、衛生管理について定めておくことが望ましいものとします。</p>	<p>[第三 10 3 (11)②] [第三 10-2 3 (3)②]も同様</p> <p>その他運営に関する重要事項居宅基準第百七十五条第一項第二号の看護職員又は介護職員を、それぞれ他の従業者と明確に区分するための措置等を指すものであること。また、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。</p>	<p>「その他運営に関する重要事項」については、省令等に明確な規定はないが、運営上重要な事項として集団指導講習会や運営の手引きにより各サービスごとに指導している実態に基づいて、事故発生時の対応、従業員の秘密保持、研修機会の確保などの項目を規定する。</p>

(福祉用具貸与、特定福祉用具販売)

県基準	国基準	考え方
<p>[第3 XII 3 (4)] イ その他運営に関する重要事項(第6号)</p> <p>従業者の研修、衛生管理((6)アの標準作業書に記載された福祉用具の消毒の方法を含みます。)、従業者及び従業者の退職後の秘密保持、苦情処理の体制・相談窓口、事故発生時の対応について定めておくことが望ましいものとします。</p>	<p>[第三 11 3 (4)] ② その他運営に関する重要事項(第6号)</p> <p>(6)①の標準作業書に記載された福祉用具の消毒の方法について規定すること。</p>	<p>「その他運営に関する重要事項」については、省令等に明確な規定はないが、運営上重要な事項として集団指導講習会や運営の手引きにより各サービスごとに指導している実態に基づいて、事故発生時の対応、従業員の秘密保持、研修機会の確保などの項目を規定する。</p>

- ・上記以外の運営に関する内容を国通知に則り規定する。

(4) 介護予防サービス

① 人員に関する基準

- ・従業員の員数その他の人員に関する内容を国通知に則り規定する。

② 設備に関する基準

- ・設備に関する内容を国通知に則り規定する。

③ 運営に関する基準

- ・運営に関する内容を国通知に則り規定する。

3 施行期日

平成25年4月1日